

## 自立した若者群創出支援補助金に関する要領

### (目的)

第1条 松江市が交付する自立した若者群創出支援補助金（以下「補助金」という。）を適正に執行するために、自立した若者群創出支援補助金交付要綱に定めるものの他、必要な事項を以下に定める。

### (用語の定義)

第2条 自立した若者群創出支援補助金交付要綱における、次の各号に掲げる用語の定義は次に定めるところによる。

- (1) 地縁を基礎とする団体 以下のいずれかに含まれる団体
  - ①町又は字の区域その他市町村内の一定の区域（以下「地域」という）に住所を有する者で組織された団体  
例) 町内会、自治会、公民館運営協議会、体育協会、高齢者クラブ、婦人会、こども会、サークル
  - ②地域に活動拠点を置き、地域活動に密着した活動を行う団体  
例) 学校、企業、商店街
- (2) 公的機関 公共機関、行政機関や独立行政法人など公共のために業務を行う機関。  
例) 島根県、出雲河川事務所、(公財) ふるさと島根定住財団
- (3) 若者団体 松江のまちづくりに意欲のある者で、松江市に在住又は在勤、在学する18歳から40歳の者が8割以上で構成される団体

### (補助事業の採択)

第3条 補助事業の採択の方法は以下のとおりとする。

- (1) 応募のあった補助事業の補助金総額が予算の範囲を超える要素がある場合は、審査会を設置し、審査を行い採択する事業を決定する。
- (2) 応募のあった補助事業の補助金総額が明らかに予算の範囲内である場合は、前項の定めによらず市民部長の決裁をもって採択できるものとする。

### 附 則

この要領は、平成29年6月1日から施行する。